

第 11 回（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会 会議録（要約）

日時：平成 30 年 12 月 18 日（火）午後 2 時 30 分～4 時 30 分

会場：日野市役所 5 階 505 会議室

出席者：妹尾委員 中野委員 村木委員 佐藤委員 藤田委員 有山委員 浅野委員
一ノ瀬委員 内田委員 高橋委員 谷委員 岡田委員 根津委員

欠席者：高島委員 奥田委員 石川委員 山本委員 重山委員

●報告事項

○前回の確認

●議題

○条例（素案）の検討

—事務局から資料の説明—

（委員長）

- ・今回は、パブリックコメントの前の最後の委員会になる予定なので、条例の全体を見ていきたい。まず「8（合理的配慮の提供）」からご意見をいただきたいと思う。
- ・既にこの間、皆さんからご意見を事務局に出していただいたものが、資料に反映されている。

（副委員長）

- ・2点、気づいたところがある。皆様のご意見を伺いたい。
- ・「8（合理的配慮の提供）」を、前のページの「7（不当な差別的取扱いの禁止）」の条項と対応させると、医療や保健サービスを受けるとき、福祉サービスを受けるときについて、「7（不当な差別的取扱いの禁止）」では、（3）（4）として記載されている。それと「8（合理的配慮の提供）」がある程度対応していたほうがよろしいのではないかと思うので、今、言った二つを追加してはどうか。ただ、これを「（5）その他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わる時」に包括してしまうのであれば、それはそれでいいのだが、個人的な意見としては、項目として独立させたほうが、医療、福祉サービスも、障害者の方にとっては、密接にかかわる部分なので、強調する意味でも、入れてはいかがかと思った。
- ・2点目は（4）の内容自体ではなくて、言葉の言い回しだが「労働者を募集するとき及び労働条件を決定するとき」は「とき」が連続してしまっているので、労働者を募集、採用、労働条件を決定すると、真ん中を「・」などにしてつなげてほしいと思ったので、この2点をご検討いただければと思う。

（委員長）

・今のご意見で、福祉や医療、保健の部分の追加に関して、皆さん、いかがか。確かに入らなくても（５）に包括されるのだが、（５）だけを読んだときに、ここに入るというイメージがしにくいことも当然出てくるだろう。

（関係団体委員）

・「８（合理的配慮の提供）」の内容の条項だが、「７（不当な差別的取扱いの禁止）」の条項と比べると、内容が足りないという面がある。きちんと両方に対応して、追加して入れたほうがわかりやすいと思う。

・さらに市民の皆さんが見やすいように、読みやすいようにしたほうがよい。「その他」だと、漠然としてわかりにくいので、具体的にわかりやすく追加したほうがよいと思う。

（市民委員）

・私も福祉や医療、保健サービス等を含めることには賛成だ。関係団体委員も言われたが、その前の「７（不当な差別的取扱いの禁止）」の項目と「８（合理的配慮の提供）」で、見た感じの比重に差があるのは、とても気になっている。もちろん同等程度に重要だし、実際は「８（合理的配慮の提供）」のほうが、我々の生活に密着して関わってくる部分であるし、これからどんどん検討されなければならない項目だと思うので、重要だということをおわかってほしいと思う。

・対応するように一つずつ別建てにして、文章を追加していくと、もちろん多過ぎるので、まとめることも賛成だ。副委員長が言われたように、追加するに当たって、前の項目、前の条の順番とあわせて表示することも重要ではないかと思う。

・実際、教育、療育、保育から始まっているわけだが、順番どおりに完全にいなくても、合わせるのであれば、（２）に福祉、医療、保健サービスを入れて、その後に、それぞれ前の条の順番を踏襲する形で、一つ一つ追加していったらどうか。

・例えば労働者のものが一つにまとまっているのは、この項目が合理的配慮の提供の場面で、すごく問題になりやすい場所だから、一つにまとまって、これが大事だということが見た人にはわかりやすいので、それはとてもいい点なので、そのままにしてほしいと思う。

・「８（合理的配慮の提供）」の情報提供についても「９（相談、助言等）」で入れてほしいという他の委員からのご意見があり、確かに合理的配慮についての情報提供も、とても重要だと思うのだが、「９（相談、助言等）」で入れられないのであれば「８（合理的配慮の提供）」の項目で、これについての情報提供はどういうことなのか、市でどういった情報提供を施策として進めるといった一文が入ったら、とてもありがたいと思う。

・もう一点、障害者本人の意思表示が困難な場合の「家族、介助者等」を含めていただいて、これでわかりやすくなったところもあるのだが、もう一つ、当人が介助者などを連れていない場合等、ヘルプカードというものがある。ヘルプカードは、皆さん、ご存じか。ヘルプカードのようなものの存在を知ってもらったり、本人が携帯しているものも、ある程度尊重できるような形で入れられないかと思ったのだが、いかがか。

（市職員委員）

・「8（合理的配慮の提供）」より前の部分になってしまうのだが、今、「7（不当な差別的取扱いの禁止）」との整合性という話があったので、お話ししたい。「7（不当な差別的取扱いの禁止）」の保育に関する差別的取扱いで、「障害を理由として、入所を拒否すること」とあり、入所のことだけに限定されてしまっていると感じる。実際には、例えば入所してからの保育園などでの生活でも、いろいろな問題が出てくると考えると（1）の教育・療育に関する差別的取扱いのこの部分の表現のほうがもっと広がりが出てくると思う。

・例えば「8（合理的配慮の提供）」との整合性を考えると、こちらの（1）として、教育、療育、保育に関するとなっているので、（1）の中に保育も入れてもいいと感じた。

・あと、子ども・子育て支援について定めている子ども・子育て支援法の中でも、教育、保育という表記が使われているので、そのほうが保育所だけでなく、幼稚園なども含めた、就学前児童全般に係る印象になると思った。

（市民委員）

・保育に関する差別的取扱いで、入所のみを拒否するという書き方は、私も足りないと思っていた。実際に、入所を直接的に拒否されない場合でも、何々のようなことができれば入所可能という形で、条件をつけられることが非常によくある。条件をつけて、ほかの健常のお母さんと同じことができないとだめだ、また、ほかの健常の児童と同じようなことができないとだめだというのは差別であることは、今までの議論でも明白なことだと思う。入所以外の部分で、そのほかの条項でも使われているが、障害を理由として、入所拒否、制限を行うことを禁止していただいたほうがよいのではないかと思う。

・項目をまとめるというお話もあったが、保育について、別建てしていただいたことの原因の一つに、保育園と幼稚園や学校等で、管轄になる省庁が違うだろうということで、それぞれが他人事にならないように、別に定めることでしっかりとここを禁止していただきたいという思いがある。まとめたほうが次の「8（合理的配慮の提供）」の部分と近くはなるのだが、ここに関しては、別のほうがいいのではないかと思う。

（委員長）

・保育に関して、先ほど入所以外だけではなくて、制限することなども含めて、提示してもらったほうがいいたろうといったご意見だった。確かに管轄省庁が違うので、このあたりは条文化するとき、例えば一緒にできるのかどうかというところが、これから出てくると思う。一緒にせずに、保育、教育と分けて書くことも方法だと思うので、確認の上どうしていくか決めていく形がいいと思う。

・もし一緒に書かない場合であれば、当然ながら、教育の場面で使われているように、この条項に、保育に関して内容を追加していくような形で補う書き方がきるだろうと思う。

（関係団体委員）

・（4）の労働者の下線部のところで就労に関する相談支援となっているが、前回、産業経済団体委員が言われたような、就労後の相談支援の意味合いが弱いような気がして、就

職のときのような印象を受けた。就労後のほうが、いろいろ合理的に配慮しなければいけないところがたくさん出てくると思うので、就労後の相談支援としたほうがいいのか、あるいは一般的に就労に関するというのが、就職後のことという意味合いで理解されるのであれば、それで構わないが、もしそうでないならば、就労後の相談支援としていただいたほうが良いと思った。

(委員長)

・前回の産業経済団体委員の意見を受けて、私も事前に事務局へ意見を出した。15ページの委員からの意見ということで(4)就職後の就労にかかわる相談支援、採用後の能力開発及び働き方の相談を行うときという形で意見をさせていただいて、今の形で条文自体は、原案として提案をされているということだが、関係団体委員のご意見だと、就労に関する相談支援だけでは、就労後の意味合いが読み取りにくいのではないかとということだ。

(市民委員)

・関係団体委員が言われたとおり、就労に関する相談支援は、就労をするとき、決めるときの相談支援という意味合いに感じられる。そうすると(4)では、就職をするときだけという形で、その後の合理的配慮は要らないと思われてしまう可能性は確かにあると思う。

・実際、働き始めて、働いている中で、何か問題が起きたときに、考慮してもらい、または、やめなければいけないような状態にならないように、この条文が必要だと思うので、具体的にもう少し入れてほしい。

・一文でまとめるよりも、これもア、イ、ウという形で、それぞれのケースごとに分けたほうがよいのではないかと。就労に関しては、特に重要な部分だと思うので、ここは多めにとってもいいのではないかと考えた。

(交通関係事業者委員)

・「8(合理的配慮の提供)」は、その前の「7(不当な差別的取扱いの禁止)」に比べて、非常に簡略化されている。事務局で「8(合理的配慮の提供)」について、まとめたのはなぜかということ、なぜ差別について、これだけのボリュームがあるのに、合理的配慮については、そういった項目を維持しなかったのかということ、事務局に伺いたい。

(事務局)

・「8(合理的配慮の提供)」の規定の方法については、前の委員会からいろいろとご意見をいただいていた。事務局の案として、最初に出したものは「7(不当な差別的取扱いの禁止)」を詳しく場面ごとに規定して「8(合理的配慮の提供)」を簡潔に文章のみでまとめるという案と、その逆の案で「7(不当な差別的取扱いの禁止)」は、簡単な文章でまとめて「8(合理的配慮の提供)」を場面ごとに、具体的に規定していくという二つのパターンを用意して、皆さんに議論をしていただいた。

・その後の委員会の中で、まずは差別を知っていただくことが大事なのではないか、差別とは何なのかを市民に知ってもらうために、差別を具体的に書いていこうということで、場面ごとに記載をどんどん追加していったような形だ。

・「8（合理的配慮の提供）」については、前回の委員会の後にも、規定の方法について、事務局案のように分野の列挙のみにするという方法と、そのほか、例えば名張市とか、立川市のように、合理的配慮の提供も、具体的に場面ごとに詳しく説明する方法と考えられるが、どちらのほうがよろしいかと、ご意見を各委員の方から個別にいただいた。その中で、事務局案の分野を列挙するという形に賛成するというご意見が多かった。

・「8（合理的配慮の提供）」については、かなり個別具体的な内容になるということで、具体的な例を列挙すること自体、合わないのではないかという考えもあり、今回は、分野のみの列挙という形で、事務局案として出している。

（交通関係事業者委員）

・今、ボリュームというところで、書き足すのは難しい、場面が多い場合は、逐条解説などに生かすような話もあったと思うが、素案からずっと見ていくと、載らないものについて、こういったところにあるという補足説明がどこにも出ていない。そういったことを付け加えることはできないのか。

・もしできないのであれば、合理的配慮は非常に難しいところだと思うので、誰もが見て、その場で納得できるような形で入れたほうがいいのではないかと思う。委員の皆さんに関係すると思うので、その先は、委員長に任せたいと思う。

（委員長）

・「8（合理的配慮の提供）」の規定について、パンフレットやガイドブック、逐条解説が、どのタイミングで出るという予定はあるか。

（事務局）

・現在の予定になるが、条例が制定されて、施行される段階では、条例の普及啓発を図るために、例えば講演会をすとか、パンフレットをつくって配るということを考えている。なので、条例の施行とほぼ同時にパンフレットの配布など、市民・事業者の方への広報を通じた普及啓発をやっていく予定だ。

（委員長）

・確かに、今の条文だけを見ると、具体的な中身をイメージするような文章がない、補足するようなものが出るといった表記もないので、これを読んだだけでは、中身がわからないといったことになる。ただ、条例が施行されると同時に、パンフレットなども同じように配られるような状態をつくることで、皆さんに手にとって見ていただけるようなものができる想定をしている。

・それでは「8（合理的配慮の提供）」をまとめていきたい。これまでいただいた意見で「7（不当な差別的取扱いの禁止）」の項目に出てくる福祉や医療、保健などの項目を新たに追加して、前段の条項とリンクさせてはどうかとご意見をいただいているので、追加していく方向で、少し原案をつくり直すことでよろしいと思う。

・「7（不当な差別的取扱いの禁止）」の条項と同じような並び順で読んだときに、わかりやすくするために、労働の部分項目の上にするなどもしなければならないと思う。

・労働に関しては、就職してからの相談支援、働き方の部分は、今の書き方では、少し読みにくいだらうということで、就職後、働き始めてから、相談ができることも読み取れるような文章に変える。そのためには、項立てをする必要も出てくるのではないかな。ただ、この項立てに関しては、例えばガイドブックなどで事例を表示することで、イメージをしやすくすることも可能だと思う。

・そのほか、ここに表記されていないものが「(5) その他…」に加わってくるわけだが、前段の「7 (不当な差別的取扱いの禁止)」の条項と見比べて、もう少し必要な部分が出てくるようであれば、追加していく必要があると思う。

・「8 (合理的配慮の提供)」については、今回、障害者本人、それから、ご家族、支援者からの申し出によって、事業者の皆さんと建設的な対話を通じて、個別に必要な配慮をしていくといった形で、具体的に条文に示していない。

・今回は、ある意味必要としている意思の表明に限定しているわけだが、前回の委員会の中で、事前にやってしまうことで、もしかしたら、障害者本人たちが希望するものができるのではないかなといったご意見をいただいている。これはこれからの見直しを含めて、発展していくところで、例えば、エレベーターをつけることが当たり前みたいな感覚が社会に浸透していくことで、条文の中に新たに、皆さんの認識し得るような項目が出てくると思うので、その辺は、今後の見直しに、発展的に課題として残ると思う。

・そのほか、皆さんからいただいた意見、情報提供の項目などについては、入れるかどうかは、事務局と検討が必要だと思う。「8 (合理的配慮の提供)」については、そのような方向でまとめていきたいと思うが、皆さん、よろしいかな。

・それでは、残りの時間は、資料の1ページに戻り、まずは前文のところからまいりたい。

・確認だが、前文は、パブリックコメントには出てくるか。

(事務局)

・前文については、特にパブリックコメントには載せない予定なので、制定までの間のお時間で検討していただくことは可能だ。

(委員長)

・前文を検討するための委員会の開催予定はないか。

(事務局)

・今のところはない。

(委員長)

・今のところ予定はされていないので検討をどうするか、パブリックコメントが出ていく中で、皆さんに提案させてもらう形になるだろうか。

・前回より、少し表記の仕方、順番が変わっている。国際的な動きを示し、市民の目線で私たちはと、声明文のような形で書いている。最後には、日野市はということで「『ともに生きるまち日野』の実現を目指し、この条例を制定する」と前文の原案は構成されている。いかがか。

(関係団体委員)

・確認をしたいのだが、前文はパブリックコメントに載せないというお話しがあったが、改めて説明をお願いしたい。

(事務局)

・前文については、パブリックコメントの素案には載せないなので、ご意見をいただくのは、第1条となる「1（目的）」から始まる文章になる。

・前文については、特に法的な効力があるものではなく、理念的な内容を載せる形になるので、その部分については特に意見の公募を行う予定はない。

(関係団体委員)

・わかった。

(委員長)

・法的な効力があるか、ないかについては、個人的には確認をしたほうがいいと思う。

・それから、パブリックコメントに載せないということで、例えばパブリックコメントの受付期間中、次の最後の委員会までの間、どのような形で、委員の皆さんから前文についてのご意見をいただくか、意見を集める方法についても、事務局から提案をしていただいたほうがいいと思う。

(市民委員)

・前文も何回か話に出てきて、だんだん完成に近づいている印象はあるが、例えば言葉遣いみたいなのところも検討すべき部分だと思う。この言い切り型の形にするのか、それとも丁寧な話し言葉のような形にするのか、または精神的な障害がある方でも読みやすいような配慮をどこかに入れるべきなのか、その辺も検討したほうがいいのではないかなと思う。

・中段に追加していただいた「障害の有無にかかわらず、全ての市民にとって」のところの文章で、最後、文章の意味がわかりにくいというか、「お互いを尊重し、支え合いたい」と、急にほかのところと感じが違うので、こういったところも整えてほしい。

・私が提案した部分ではあるのだが、ともにいろんなことをして、ともにやることが「ともに生きるまち日野」という形で、うまくきれいにまとめられるといいと思った。

(委員長)

・文章の最後の語尾をどうするか。国立市は「です」、「ます」調で書いてあったと思う。前文では、おそらくそういった表現の仕方ができるところもあるかなと思うので、そういったことも含めて、文章のつくりを工夫していきたい。

・それから、ご意見いただいたように、徐々に文章の形が、最終形に向かってつくられているという感じもあるが、もう少し説明しなければいけない言葉、足りない部分もあると思うので検討が必要だろうと思う。

・それでは、「1（目的）」、「2（定義）」だが、余り大きくは変わっていないが、少し追加されている。

・私からよろしいか。今回、「障害者差別解消法の趣旨を受け」ということで、追加をし

ていただいている。「趣旨を受け」とあり、障害者に対する差別を解消するための目的という趣旨を受けて、日野市の条例を定める、という意味になっていると思うが、解消法自体は、障害者基本法の原則にのっとってつくられている。基本法の改正と解消法の制定は、国際的な障害者の権利条約を批准するために、権利条約に基づいて二つの整備が行われたということで、障害者の権利条約に基づいて、ではだめなのかと思うところではある。このあたりは事務局としては何か意図があって、差別解消法の趣旨を受けとしたのか。

(事務局)

・障害者差別解消法の中で、差別を解消するための体制を整備するという内容や啓発活動を行うという内容が規定されているので、その辺を具体的に条例の中で決めていくということで、差別解消法の趣旨を受けという文章にしている。

(委員長)

・わかった。差別解消法の中では、相談の仕組みは確かになかった。そのあたりをこの条例で補完するような形で、具体化するという意味だと思う。

(市民委員)

・先ほど検討した合理的配慮の項目とも関連してくることだと思うが、「2(定義)」の部分で、合理的配慮に関して「行政機関等及び事業者に過重な負担が生じないものをいう」という記述があり、過重な負担の定義というか、過重の負担とは何なのかということについては、一般的に決まっている言い回しがあったと思う。「2(定義)」の部分ではそこまで書いておらず、合理的配慮の具体的項目の部分でも特にその説明はないので、「2(定義)」に入れないのであれば、合理的配慮の提供の項目に、そういった説明の文章が入ったほうがいいのではないかと思う。

(委員長)

・それでは「1(目的)」、「2(定義)」については、今、いただいた意見について、過重な負担をどのように説明するか検討して、皆さんにお示しするようにしたいと思う。

(交通関係事業者委員)

・確認なのだが、前回の委員会で、「2(定義)」に社会モデルがないと指摘されたのが、今回、「(6)障害の社会モデル」が追記されたということでよろしいか。

(委員長)

・そうだ。
・今回、新しく「(6)障害の社会モデル」といった定義が加わっているので、皆さん、確認をお願いします。
・それでは、6ページの「3(基本理念)」だが、ア～カまで全部で6項目定めていて、特に前回のご意見がなかったと思う。

(関係団体委員)

・「児童」という言葉だが、私たちは余り使わない。「障害児」という言葉を使う。「障害のある児童」という言葉が合うかどうかは、一般的に皆さんにわかりやすい言い方がよ

いのだろうが、ちょっと疑問がある。私には聞き慣れない言葉である。

(市民委員)

・一般的には「障害児」と言うが、「障害のある児童」という言い方のほうが、マイルドだと感じた。

(委員長)

・受ける印象もちょっと変わってくるだろうということだと思うが、皆さん、いかがか。
・もちろんイメージしやすい言葉を使うことは必要だと思うし、使えるのかどうかということもあるが、受ける印象も非常に大事だと思う。
・「障害のある児童」でもよいか。

(関係団体委員)

・いいと思う。

(委員長)

・それでは、7ページから「4（市の責務）」、「5（市民の責務）」、「6（事業者の責務）」と続いていく。今回、共通の追加としては、障害や障害者だけではなく「2（定義）」にも示していただいた、社会モデルについても理解を深めるといった文章をこの三つの責務の中に追加をしている。それから「5（市民の責務）」と「6（事業者の責務）」においては、主体的に理解を深めていくといったことも追加している。

(市民委員)

・疑問に思う部分として、「5（市民の責務）」で、「主体的に理解を深め」というのは、もちろん主体的に理解を深めていただければ、とてもいいことだとは思っているのだが、条文として、そこまで言ってしまっているのかという印象を受けた。事業者とか、市のほうでは、「主体的に」というのは、ぜひお願いしたいと思うが、市民に関しては、例えば合理的配慮の提供に関しても義務ではないという部分があるし、市民の方それぞれの持っている思いもあるかと思うので、主体的というの、もちろんうれしいのだが、押しつけがましいという印象になってしまうのもどうかと思う。ただ、ここの文章だけ主体的を抜くと整合性がとれないこともあるかという気もするので、これは障害をお持ちでない方のご意見を伺いたいと思った。

(委員長)

・「5（市民の責務）」については、主体的に理解を深めるのだが、努めなければならないので、決して義務規定ではない。努力義務の範囲で表記をされていると思う。なので、理解もそうだし、市や事業者と一緒に進める施策についても、市民は協力していくことが望ましいといった程度の書き方だと思っているが、いかがか。

(副委員長)

・言われたとおり、ちょっと押しつけがましいということもあるかもしれないが、逆にそれが日野モデルということで、謳っていくぐらいの思いがあってもいいのではないかと個人的には思う。

(市民委員)

・私は、市民こそ、最も理解してもらいたいと思う。しかも、積極的に理解を示して精神的に許容するというか、そういう状態に持っていくことこそが、大事なことではないかと思う。

(委員長)

・積極的・主体的に理解を深めるという文章が入っていてもいいのではないかということ、それから、前回の意見の中で、啓発についても、非常に重要だという意見もいただいた。子供のころから、障害を持つ方たちと一緒にいることで、今、市民委員が言われたのは、おそらく知らない、何だろう、怖いと思ったり、ぎょっとしたりするかもしれないが、知っているだけで、その感覚というのは、きっと変わると思うので、この部分は積極的に表記していいのではないか、そんな意見だと思う。

(関係団体委員)

・私も賛成だ。主体的にというのは、市民のところに入れたほうがいいと思う。今までに例がないので、日野市として、ぜひ強く打ち出したい。

・それとは別だが「のっとり」という文言に変わっている。前は「基づいて」とか「基づき」だったと思うのだが、「のっとり」に変えた理由について、説明をお願いしたい。

(事務局)

・法律などでは、例えば何々法に基づきという表現をする。理念的なものの場合は「のっとり」という言葉を使うことが多く、適しているという判断で、今回「基本理念にのっとり」という言葉に変えた。

(委員長)

・それでは、「7（不当な差別的取扱いの禁止）」に入りたい。先ほどの合理的配慮の提供の確認の中で、少しこの部分にも戻っていったが、改めてご意見をいただきたい。

(市民委員)

・先ほど保育のところでも、入所の拒否だけでは足りないのではないかということで、発言させていただいた。それ以外の場所でも、例えば（6）の公共施設の利用（7）公共交通サービスは拒否以外にも、制限されることが非常に多い部分でもあるので、制限することも、差別的取扱いとして規定していただきたいと思う。

・特に公共交通サービス、ある鉄道会社などは、我々車椅子のユーザーが新幹線に乗るときは、普通の窓口で切符を買わせてくれない。わざわざ電話をして、新幹線に乗りたい駅の専用の電話にダイヤルをして、改めてその駅まで行って、発券しなければならない。

・その場合、乗れないとは言っていない、でも、ほかの人とは扱いは違うというのは、とてもおかしいと強く思っている。こういった事例は、車椅子に乗っているとか、そういった家族がいる方でないと、余り知られていない部分だと思うが、すごく困っているし、とても差別的だと思う。

・特に遠方に出張に行くようなお仕事についている方などで、出張で、急に明後日、新幹

線に乗りたくなったときに、チケットがとれない。新幹線の自由席に乗せてくれるのかといったら、自由席は通路の幅も狭くて、どうしてもとなった場合は、デッキにいざるを得ないという形だ。

・そういうものは、個別の当事者が訴えても全く取り合ってもらえないところもあるので、ぜひ拒否以外の制限されることについても、記載をしていただきたいと思う。

・それ以外の部分でも、商品の販売、サービスの提供も、拒否だけではなくて、制限も入れていただいたほうが良いと思う。

・不動産取引でも拒否する以外にも、例えば車椅子だと言ったとき、傷をつけないのだったら貸してもいいと言われる。ほかの人も、例えば小さい子供がいたら、傷をつけることがあるわけで、車椅子だから、杖を使っているから、視覚障害があるから、聴覚障害があるから、そういったものが理由になって、ほかの人より傷をつける可能性が高いからだめだというのは、いかがなものか。もちろん復元するに当たって、ちゃんと復元してくださいというのが、ほかの方と同じ条件であるならば、納得がいくが、事前に傷つけるなどと言われるのは、差別的ではないかと思うので、これも入れてほしいと思う。

(委員長)

・公共交通機関に関しては、何時にとか、忙しい、混み合っている時間を避けてくれということもある。この時間に乗りたいのに、その時間に来るなどと言われることもあるし、不動産関係などは、ペットが飼える家と同じ敷金を払ってくださいと言われることもある。そういったことで、制限という言葉が入ったほうが良いだろうということだと思う。

・それに連動して、合理的配慮の提供、先ほど16ページの(2)に交通機関が入っている。これは環境や施設の部分に関してしか、今、明記されていないので、サービス云々については、つけ加えなければいけないのではないかと、今、ご意見をお伺いして思った。

(市職員委員)

・先ほどの委員のご意見なのだが、公共交通でいえば、利用を拒否することはいけないと思う。あと、いろんな制限をしていることについて、確かにお困りのことがあると思う。

・不動産の取引ということでいえば、私どもは、障害者の方だけではなくて、高齢者の方の民間賃貸住宅への入居のご支援などを行っているのだが、相談は受けても、実際に成立するのは、1割とか、2割ぐらいだ。特に障害者の方のご相談について、民間賃貸住宅への入居については、成立までに至らないというのが実態としてある。不動産事業者から言わせれば、大家さんへ紹介はするのだけれども、最終的には大家さんに入居を契約するかどうかというところの判断権があって、不動産事業者さんとしては、何とか入居させたいのだけれども、オーナーさんから拒否されると、断らざるを得ないという実態があるようだ。

・条例では、不動産取引を拒否してはならないということについて、オーナーさんに紹介するところまでやれば、それを履行したことになればいいのだが、成約までとなってしまうと、実態として、条例が守られていないという条例違反の訴えが、非常に多くなってくるのではないかと思う。

・同じように、公共交通とか、公共施設についても、言われることはすごくわかるのだが、条例を運用する行政側として非常に苦しむのではないかと思った。

（交通関係事業者委員）

・今、言われたことは、私ども公共交通的な立場から言わせていただければ、この条項の中の前文に非常に注目しているのだが、正当な理由なく拒否をしてはならないとか、差別的な取扱いの制限を設けてはいけないという形で認識すれば、別に特別な問題はないのではないかと思った。

・我々の車に車椅子を載せられるスペースがあるのに、載せないということなら、当然ながら差別になるし、制限についても、車で対応できないものということだったら、それは制限にならないと思う。ほかの事業者の方もいるので、どうなのかと聞いてみたいと思う。

（産業経済団体委員）

・交通関係事業者委員が言われたように、前文の捉え方だと思うのだが、そこがしっかりと共通して認識されれば、拒否することとか、そういう言葉を使っても、問題はないのではないかと私も思う。

（市民委員）

・先ほど市職員委員が言われたように、運用側として、現実がついていっていない部分で、申し立て等で現場が混乱する可能性があるということだが、その場合、制限という言葉を広大解釈してしまうのは、事業者や一般市民のほうではなくて、障害当事者側ができないことをやれと言ってくるのではないかということだと思ったのだが、よろしいか。そうであれば、障害を持っている側が、どういうふうに認識して捉えるべきか。例えば前文の読み方次第というのも、一般の方というか、事業者の方が読んで、制限をどう捉えるかという話だと思うのだが、障害者の方がこれを読んでどう捉えるかというところは、また感覚的に別な部分になってくると思う。

・文面として、障害を理由としてというのが、全体に入っているものに関しては、制限することを規定してもいいのではないかと思う。障害に関連しない理由、例えば車椅子が物理的に入らないとか、物理的に無理なものについて、今、対応できませんということに関しては、不当な制限ではない。制限に「不当な」をつけるという手もあると思ったのだが、「不当な」というと、何をもって不当かということがあるので、障害のみを理由として制限することは、差別だと規定できればいいと思う。具体的に市のほうに、どういった申し立てが増える可能性があるかと想定されているのか確認しておきたいと思う。

・実際、あっせんの申し立て等の手順も規定されているわけなので、申し立ての時点で、それに関しては、ちょっとわがままではないかということが、きちっと対応できる体制を整えるということも、以前、障害者が甘えるものになってはいけないということを言われていた委員の方もいたと思う。それは確かにそうで、この条文は、別に障害を持っている人にとって、印籠になるようなものではないし、それを私たちが求めているわけでもない。

・我々自身も余り誤解されたくないという思いがあって、障害を持っているから、何でも

言うことを聞いてくれと言いたいためのものではなくて、話も聞いてもらえないようなこと、もうちょっと考えてくれればできるようになることを、ちょっとずつ変えていってほしいというのが趣旨なので、実際に相談が増えてしまう、問題が出そうであるということならば、どういうことが考えられるのか聞きたいと思った。

(市職員委員)

・例えば公共施設などで、利用を拒否することはなかったとしても、施設側でスロープなどがなくて、何時までに入らなければいけないのだが、職員の手が足りないから、少し待ってほしいと待たされてしまったり、駅などでも、車椅子で電車に乗ろうとした際に、1本待たされてしまうとか、拒否はしないのだけれども遅らされてしまうとか、そういう部分で利用者にとって不満のような案件があったときも、訴えにつながってしまうということが懸念されると思う。

(委員長)

・今回の全体的な皆さんからのご意見を踏まえて、合理的配慮の規定についてもそうだし、過重な負担の考え方もそうだが、どうしてもうまくいかなかった場合、紛争解決の仕組みが生きてくると思う。そのための仕組みであるということがあると思う。

・これまで障害者を取り巻く世界というのは、障害のない方たちと比べると、どうしてもマイナスからスタートしているようなところがあって、この条例では、なるべく障害のない方と同じような立場で動けるような形で、条例をつくっていきたいということがあると思う。なので、市職員委員が懸念されている部分もわかるが、余り難しく考える必要はなくて、我々も無理強いをするような要望を出すことはないと思うし、そこは過重な負担という考え方で守られていると思う。おそらく要望に対して、正当な理由でできない場合があったときには、ほかにどういう方法があるだろうかということを考える機会にもなると思う。これまではその機会が全くなかったということで、この条例がこれからつくられるといった理解でいいと思うので、これからどんな案件が上がってくるか、正直まだ見えない部分は多々あると思うが、今を変える一つの機会として、新たな条例をつくってほしいと思う。

(関係団体委員)

・確認したいことがある。拒否、制限という文章は、先ほどの意見を聞くと、前文に載せればいいと言われていたが、前文とこちらの両方に書いたほうがわかりやすいと思う。

・ほかの条例でも、制限という例もある。病院の中で制限を受けたとか、予約のときは、電話のみしかできないと聴覚障害者は困る。でも、しょうがないと言われた。朝一番に来てくださいという言い方、それも拒否ではないが、制限という差別だと思う。きちっと制限という言葉も入れてほしいと思う。

(委員長)

・「7 (不当な差別的取扱いの禁止)」の項目で、制限の言葉が入っていないところ、先ほど指摘があったところに、制限という言葉を入れてほしいということだと思う。

・私からも2カ所ほど確認をしておきたい。(5)の雇用と、次のページの(11)災害・防災のイだ。ここは、文章の締めくくりが「障害者でない者と異なる取扱いをすること」と書かれている。ただ、雇用に関しては、例えば労働時間に対して、今、国でも早出、遅出のような配慮をしたりしている。それから、災害時の避難または避難生活、災害が起きるときは、皆さん一緒なのだが、避難した先で受ける影響というのは、障害があることで変わってくる。これを障害者でない者と同じ、いわゆる異なる取扱いをすることが差別だと表現すると、同じ扱いをしようとなったときに、同じ扱いで避難できない方が出てくる可能性はあると思う。なので、例えば「障害特性に応じた対応をしないこと」みたいな表現にすることで、それぞれの特性に合った配慮がされると思うが、いかがか。

・ほかに何かご意見はあるか。よろしいか。それでは「7(不当な差別的取扱いの禁止)」の項目に関しては、今、いただいたご意見を踏まえて、追記をしていくような形で、取りまとめていきたいと思う。

・それでは、17ページ「9(相談、助言等)」から「10(あっせんの申立て)」、「11(あっせんの手順)」、「12(勧告)」、「13(公表)」の紛争解決の仕組みの一連のところに入っていく。

(副委員長)

・資料の19ページの「10(あっせんの申立て)」の「(4)現に犯罪の捜査の対象となっているとき」というところ、ここの「犯罪」というニュアンスがどうかと思い、意見を申し述べたいと思う。

・捜査をするというのは、容疑がかかっている状態なので、捜査をして、それが犯罪かどうかということをはっきりとすることだと思う。捜査中ということは、その人が本当に罪を犯したかどうかは、立証ができていないということになるので、ここで唐突に「犯罪」と出てきてしまうと、いかがかなと思う。例えば言葉の表現として「司法の捜査の対象になっているとき」と変更したらいかがかと思った。

(市民委員)

・質問なのだが、「10(あっせんの申立て)」で、申立ての相手方を市・事業者に限定することが追記されたが、どういう理由で追記になったのか伺いたい。

(事務局)

・こちらは、市長があっせんの申立てを受けるという内容になっていて、市としては、個人が個人に対することなどは、取り扱えないということがあり、市または事業者に限定している。今までの文章だと、個人の相手方というのが入ってしまうので、それを除くための変更となる。

(委員長)

・19ページ冒頭の四角枠の一つ目の「○障害者、市長に対し…」というのは、この文章で間違っていないか。「○障害者は、市長に対し…」でよいか。

(事務局)

・「障害者は」です。

(委員長)

・どうしても紛争解決の仕組みのシステムの中で、まだこの条文の中で見えてこないことがあるが、「15（委任）」の中で必要なことについては、規則で定めるといった形で、提案していただいている。必要な規則に関しては、施行と同じタイミングで、出てくるものと考えていてよろしいか。

(事務局)

・はい。

(委員長)

・それでは、皆さん、最後になるが、21ページの「16（その他）」だ。特に前回ご意見がなかった項目になる。

・条例施行後3年を目途としてというところで、見直しの機会があるということと、それから、地域協議会の中で必要と認めるときといったような形で、幅広く見直しの規定を設けている。

・それでは、今回、短い時間の中で、全体的な確認をしてきた。もう時間も来ているので、今後の予定について、事務局から説明をお願いしたい。

○その他

(事務局)

—パブリックコメント、市民説明会の予定、次回の委員会日程について説明—

(委員長)

・今回いただいた意見、これまでいただいた意見を踏まえて、最終的なパブリックコメントに出す形は、事務局に任せることになるが、皆さん、それでよろしいか。

—「異議なし」と声あり—

(委員長)

・ありがとうございます。

・それでは、次回の委員会は、5月ということで、少しお時間があくが、今回は終了します。